「小城市広報モニター」を募集します！

【問合せ・応募先】総務課秘書広報係　担当　田中
〒849－0302　小城市牛津町柿樋瀬1100番地1
☎63－8818　FAX63－8808
E-mail　kouhou@city.ogi.lg.jp

市では、市民の皆さまの中から、市の広報活動に対してご意見をいただく「小城市広報モニター」を募集します。

市民の皆さまに対して、よりわかりやすい広報活動を行うための参考にさせていただきます。

是非、あなたの声をお聞かせください。応募お待ちしています！

◆対象
左記の①から③を満たす方
①市が発行する市報やホームページ、テレビなどに興味関心のある方
②市政に関心のある方
③小城市内在住又は小城市内の事業所にお勤めの方で、年齢18歳以上（平成22年4月1日現在）の方
※国会議員、地方議員、市職員を除く。

◆任期　平成22年11月1日～平成23年3月31日

◆人数　5人以内

◆内容
・「市報さくら」を読んでのご意見・ご感想の提出（毎号）
・小城市ホームページやケーブルテレビに関してのご意見・ご感想
・その他、小城市広報活動に関する要望など

◆謝礼　図書カード（3000円相当）

◆応募方法
氏名、年齢、職業、住所、連絡先、応募動機、「市報さくら」10月5日号の感想を明記の上、郵送、FAX、Eメールいずれかの方法で上記応募先まで提出してください。
※様式は任意です。

◆応募締め切り
10月20日（水）
※郵送の場合、当日消印有効。

10月は土地月間

一定面積以上（別表）の土地売買等の取引をした場合には、「国土利用計画法」により、契約締結後2週間以内に、**買主**が土地の利用目的及び取引価格等について市町村長を経由して佐賀県知事に届け出なければなりません。

県では、その利用目的が公表されている土地利用に関する計画に適合しているかなどを審査し、場合によっては利用目的の変更を勧告することがあります。

届出をしなかったり、偽りの届出をすると罰則が科せられることがあります。

◆届出義務者　買主

◆届出の時期　契約締結後2週間以内

◆届出先　土地の所在する市町村

◆罰則　6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金

※詳しい手続きについてはお問合せください。

〔別表〕

市街化区域	2,000㎡
市街化区域以外の都市計画区域（小城市全域）	5,000㎡
都市計画区域以外の区域	10,000㎡

【問合せ】
・佐賀県県土づくり本部　土地対策課　☎25－7034
・企画課　企画振興係（牛津庁舎）　担当　光岡　☎63－8803

まちの話題

おにぎりぎゅっと

9月17日（金）、牛津幼稚園では敬老の日を前に祖父母参観が行われました。

おじいちゃんおばあちゃんと手遊びなどを行った後に、一緒におにぎりを作りました。

ご飯を計って、好きな具材を入れてぎゅっぎゅっと握り、美味しくいただきました。

大好きなおじいちゃん、おばあちゃんと一緒に楽しい時間を過ごしました。

歌に合わせて1・2・3！